

高松市監査委員告示第 17 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告を、同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和 6 年 7 月 1 日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	中	西	俊	介
同	北	谷	悌	邦

令和6年度

監査結果報告書（定期監査・行政監査）



高松市監査委員

令和6年度定期監査・行政監査の結果について

1 監査基準への準拠

令和6年度の定期監査及び行政監査は、高松市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定期監査及び行政監査

定期監査：財務に関する事務の執行

行政監査：行政事務の執行

3 監査の対象

政策局、財政局、環境局及び出納室

4 監査の着眼点

令和5年度の財務に関する事務の執行及び行政事務の執行が、法令等に基づき、適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、組織及び運営の合理化等に努めているかなどを主眼として、監査を実施した。

※重点取組事項

1 市有施設への自動販売機の設置について

市有施設への自動販売機の設置について、主に次の点を検証した。

- (1) 自動販売機の設置の必要性を精査し、適切に設置されているか。
- (2) 設置事業者の選定や使用許可に係る事務処理が適正に行われているか。
- (3) 施設使用料や販売手数料等の収納事務が適正に行われているか。
- (4) 自動販売機の機能面に留意しているか。

2 附属機関等に係るホームページの掲載について

本市ホームページにおいて、附属機関等の情報が適切に更新され、正確な情報が提供されているかを検証した。

5 監査の主な実施内容

監査に当たっては、対象局から関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。
(重点取組事項の実施状況は、15・16ページ参照)

6 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 監査委員事務局ほか
- (2) 実施日程 令和6年4月8日から6月6日まで

7 監査の結果

事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められた。

今後とも、市民の信頼を得られるように、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適正な事務の執行に努められたい。

また、当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過する日の属する月の末日までを目途に行われたい。

所管課等		指摘	意見	合計
政策局	政策課	—	1	1
	広聴広報・シティプロモーション課	1	—	1
財政局	財政局	—	1	1
	財産経営課	—	1	1
	納税課	—	1	1
	市民税課	1	—	1
環境局	ゼロカーボンシティ推進課	2	—	2
	環境業務課	1	—	1
	環境施設対策課	1	—	1
合計		6	4	10

※指摘・・・条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※意見・・・組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

令和6年度定期監査・行政監査結果一覧

結果 No.	区分	項 目	公表文 該当ページ	所管課等	
1	意見	【重点】 附属機関等に係るホームページ掲載における情報の正確性の確保について	P4	政策局	政策課
2	指摘	契約保証金の適正な取扱いについて	P5		広聴広報・シティ プロモーション課
3	意見	【重点】 附属機関等に係るホームページ掲載における情報の正確性の確保について	P6	財政局	財政局
4	意見	特別職等の出退表示システムの在り方について	P7		財産経営課
5	意見	公用携帯電話の契約台数の見直しについて	P8		納税課
6	指摘	委託契約の見積徴収に係る適正な事務処理について	P9		市民税課
7	指摘	製造請負契約に係る適正な履行確認について	P10	環境局	ゼロカーボンシティ 推進課
8	指摘	契約に係る適正な事務処理について	P12		
9	指摘	緊急工事の発注に係る適正な事務処理について	P13		環境業務課
10	指摘	指名競争入札における予定価格調書の作成について	P14		環境施設対策課

※ 【重点】 …… 「令和6年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.1

監査実施年度／対象局等

令和6年度／政策局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第17号

告 示 日

令和6年7月1日

所 管 課 等

政策課

区 分

意 見 【重 点】

意 見 の 項 目

附属機関等に係るホームページ掲載における情報の正確性の確保について

意見を付す理由

令和5年度末時点で政策課が担当している附属機関等に係るホームページについて、6年5月10日現在の掲載内容を確認したところ、附属機関等ホームページ掲載マニュアルにおいて、必須項目とされている掲載内容がないものや、内容が更新されていないものなどが散見された。

意 見

附属機関等に係るホームページ掲載については、附属機関等ホームページ掲載マニュアルに基づき、情報が適時適切に更新され、その正確性を常時確保するための方策について検討されたい。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

附属機関等ホームページ掲載マニュアル

内 容

- 2 掲載内容
- (1) 附属機関等の概要
 - (2) 根拠規定
 - (3) 委員名簿
 - (4) 会議の開催結果
 - (5) 策定計画関係
 - (6) 分科会、専門部会関係
 - (7) 上記以外であって掲載が必要なもの
- (1)～(4)は必須項目、(5)～(7)は任意項目

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.2

監査実施年度／対象局等

令和6年度／政策局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第17号

告 示 日

令和6年7月1日

所 管 課 等

広聴広報・シティ
プロモーション課

区 分

指 摘

指 摘 の 項 目

契約保証金の適正な取扱いについて

指 摘 す る 理 由

広報高松等配布業務委託（単価契約）に係る契約保証金について、受注者から契約保証金免除申請書の提出がないにもかかわらず、高松市契約規則第24条第4号の規定を適用し、全額を免除していた。

指 摘

契約保証金については、債務の履行を確保するため、規則で定められた金額を契約の相手方から納付させる必要があり、免除する場合には、適用する規定要件を厳格に確認するとともに、所属内において認識の共有が図られるよう、適切な審査体制を構築されたい。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

高松市契約規則

内 容

（契約保証金）
第22条 施行令第167条の16第1項の規定により納付させる契約保証金の額は、契約金額（長期継続契約にあつては、当該契約金額を1年当たりの額に換算した額）の100分の10以上の額とする。
2 単価をもって契約するものの契約保証金は、予定金額の総額をもって計算する。
（契約保証金の減免）
第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。
（4）契約者が、過去2年の間に国（独立行政法人及び公社を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

執行同、契約事務等の取扱いについて（平成23年財務部長、会計管理者通知）

内 容

7 契約の履行の確保
（2）契約保証金の免除要件のうち、高松市契約規則第24条第4号を適用しようとする契約者に対しては、落札後直ちに要件を満たす契約実績に係る契約書の写しを添付した免除申請書（別紙7）を提出させること。

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.3

監査実施年度／対象局等

令和6年度／財政局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第17号

告 示 日

令和6年7月1日

所 管 課 等

財政局

区 分

意 見 【重 点】

意 見 の 項 目

附属機関等に係るホームページ掲載における情報の正確性の確保について

意見を付す理由

令和5年度末時点で財政局内各所属が担当している附属機関等に係るホームページについて、6年5月10日現在の掲載内容を確認したところ、附属機関等ホームページ掲載マニュアルにおいて、必須項目とされている掲載内容がないものや、内容が更新されていないものなどが散見された。（契約監理課、財産経営課）

意 見

附属機関等に係るホームページ掲載については、附属機関等ホームページ掲載マニュアルに基づき、必須項目とされている内容を掲載するとともに、情報が適時適切に更新され、その正確性を常時確保するための方策について検討されたい。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

附属機関等ホームページ掲載マニュアル

内 容

- 2 掲載内容
- (1) 附属機関等の概要
 - (2) 根拠規定
 - (3) 委員名簿
 - (4) 会議の開催結果
 - (5) 策定計画関係
 - (6) 分科会、専門部会関係
 - (7) 上記以外であって掲載が必要なもの
- (1)～(4)は必須項目、(5)～(7)は任意項目

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.4

監査実施年度／対象局等

令和6年度／財政局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第17号

告 示 日

令和6年7月1日

所 管 課 等

財産経営課

区 分

意 見

意 見 の 項 目

特別職等の出退表示システムの在り方について

意見を付す理由

特別職等の出退状況を示すため、本庁舎等の60か所に出退表示盤やその操作盤（以下、「出退表示盤等」という。）を設置しているが、40年以上にわたり継続使用していることから、老朽化が進んでいる。
また、出退表示盤等に使用する電球は、頻繁に交換を要するとともに、国内生産が終了し、海外からの輸入品を調達していることから、その維持管理が困難な状況にある。

意 見

特別職等の出退表示システムについては、職員用グループウェアを活用した方法のほか、先進都市の事例を参考にしながら、様々な手法を調査するなど、利便性の高いシステムの在り方について検討されたい。

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.5

監査実施年度／対象局等

令和6年度／財政局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第17号

告 示 日

令和6年7月1日

所 管 課 等

納税課

区 分

意 見

意 見 の 項 目

公用携帯電話の契約台数の見直しについて

意見を付す理由

職員が庁外での滞納処分業務時に使用する携帯電話について、庁外業務の減少に伴い、使用頻度が低下しているものの、通話利用のない携帯電話についても、契約が継続されていた。

意 見

公用携帯電話の契約に当たっては、通話利用がない場合においても基本使用料等を支払う必要があることから、歳出削減の観点も含め、利用状況を踏まえた上で必要性を検討し、契約台数の見直しに努められたい。

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.6

監査実施年度／対象局等

令和6年度／財政局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第17号

告 示 日

令和6年7月1日

所 管 課 等

市民税課

区 分

指 摘

指 摘 の 項 目

委託契約の見積徴取に係る適正な事務処理について

指 摘 す る 理 由

e L T A X 共通納税拡大等に伴う対応業務委託に係る見積徴取について、見積徴取通知書に記載している提出期限後に提出された見積書を、有効なものとして取り扱い、一者随意契約を締結していた。

指 摘

契約に係る見積徴取に当たっては、指定した期限までに提出された見積書により業者を決定するとともに、同様の事務処理誤りが繰り返されないよう、所属内における適切な審査体制を構築されたい。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

見積徴取通知書

内 容

5 業者決定方法
指定した期限までに提出された見積書について、次の要領で納入業者を決定します。
(1) 予定金額の範囲内で、納入業者を決定します。

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.7

監査実施年度／対象局等

令和6年度／環境局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第17号

告 示 日

令和6年7月1日

所 管 課 等

ゼロカーボンシティ推進課

区 分

指 摘

指 摘 の 項 目

製造請負契約に係る適正な履行確認について

指 摘 する 理 由

令和5年度上期指定収集袋（超特小ほか3種類）の製造請負契約において、以下のとおり、不適切な事案が見受けられた。
 （１）仕様書において、製造したサンプル品を第三者検査機関で試験を受け、その検査結果を市に提出するとともに、市の事前点検に合格していることが確認できるまで、製造できないとしているにもかかわらず、第三者検査機関での受験前に製造及び納品されており、納品された収集袋で品質等の検査を行っていた。
 （２）仕様書において、受注者から提出される製造の工程、完納までのスケジュール及び製造工程写真により、製造開始前の事前点検を行わなければならないとしているにもかかわらず、実施していなかった。
 （３）製造の一部を再委託するため、受注者から再委託承認申請書が提出されているが、その承諾について、誤認により決裁を受けていない承諾書を交付していた。

指 摘

製造請負契約に係る履行確認については、品質、性能等が適正に確保されるよう、仕様書に明記した工程の管理や製造に係る検査等を厳格に行うとともに、適正な契約事務処理が執行されるよう、所属内における適切な審査及び管理体制を構築されたい。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

高松市製造請負契約約款

内 容

（再委託等の禁止）
 第7条 受注者は、製造を第三者に委任してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

高松市事務決裁規程

内 容

（決裁の順序）
 第4条 決裁を要する文書は、主管係長の決定及び文書取扱主任又は文書取扱副主任に文書審査を受けた後、順次直属上司の決定を得て市長又は専決者の決裁を受けなければならない。

定期監査・行政監査結果

根拠法令等 通 知 等	高松市指定収集袋仕様書
内 容	6 事前点検 (2) 点検要領 ア スケジュール表の提出 指定納期に間に合うよう計画し、次のウ～カに規定する工程及び完納までのスケジュールを記したものを、書面にて契約締結日から起算して14日以内に本市に提出し、承諾を受けること。 ウ (略) エ サンプル品及び製造工程写真の提出 本仕様書における外装袋に詰めた工程までのものを、サンプル品として契約締結日から起算して28日以内に本市及び広告掲載事業者に提出すること。また、製造工程写真（製造工場外観、工場内部、インフレーション工程、印刷工程、製袋工程、外装袋詰工程、箱詰工程）を本市に提出すること。 オ 試験 提出されたサンプル品について、本市の検査を受けた後、市に提出したサンプル品と同様に製造した別のサンプル品をもって、公平な第三者機関において試験を受けること。 カ 試験結果等の提出 (3) 第三者機関で測定する試験内容 ア 材質関係 イ 強度関係 ウ 形状・性能関係 7 製造 (1) 受注者は、前項に定める本市の事前点検に合格していることが確認されるまで、袋の本格的な製造を開始してはならない。 (2) 製造に当たっては、本市の事前点検を受け、合格したサンプル品と同一の材質・顔料・インキを使用した同品質のものとする。

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.8

監査実施年度／対象局等

令和6年度／環境局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第17号

告 示 日

令和6年7月1日

所 管 課 等

ゼロカーボンシティ推進課

区 分

指 摘

指 摘 の 項 目

契約に係る適正な事務処理について

指 摘 する 理 由

高松市省エネ家電製品購入支援事業業務委託の契約に係る事務処理について、以下のとおり、不適切な事案が見受けられた。
 (1) 提案公募型プロポーザルにより受託候補者を決定しているが、宛先に誤りのある見積書を提出した事業者を、提案評価第2位の受託候補者として選定していた。
 (2) 業務の一部を他の事業者に委託するため、受注者から再委託承認申請書が提出されているが、申請に対する承諾書を交付していなかった。

指 摘

契約事務については、関係法令等に基づき細心の注意を払って適正に執行するとともに、管理職員を含め職員の意識醸成を図るため、所属内において契約事務の研修を行うなど、適正な執行に向けた取組を実施されたい。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

高松市省エネ家電製品購入支援事業業務委託に係る提案公募型プロポーザル実施要領

内 容

4 提出書類
 本プロポーザルに参加しようとする者は、下記のとおり書類を提出すること。
 (1) 提出書類
 4 見積書（様式任意）
 ※宛先は「高松市長」とし、件名に「高松市省エネ家電製品購入支援事業業務委託」と明記すること。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

高松市省エネ家電製品購入支援事業業務委託契約書

内 容

（再委託の禁止）
 第6条 受託者は、本業務を第三者に再委託することはできないものとする。ただし、この契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、あらかじめ委託者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.9

監査実施年度／対象局等

令和6年度／環境局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第17号

告 示 日

令和6年7月1日

所 管 課 等

環境業務課

区 分

指 摘

指 摘 の 項 目

緊急工事の発注に係る適正な事務処理について

指 摘 する 理 由

高松市環境業務センター外壁修繕工事ほか1件の緊急工事の発注に係る事務処理について、以下のとおり、不適切な事案が見受けられた。
 (1) 高松市随意契約ガイドラインに規定する緊急工事として、1者を選定し発注しているが、緊急工事施行・発注何書には該当規定が明記されておらず、施行理由が不明瞭であった。
 (2) 高松市環境業務センター外壁修繕工事においては、高松市緊急工事事務処理要領に規定された具体的例示を、事前に策定することが要件であるにもかかわらず、策定していなかった。

指 摘

緊急工事の発注に係る事務処理においては、工事の施行目的や緊急性を適正に判断した上で、施行理由を明確にするとともに、関係法令等に基づき公平性及び透明性の確保が図られるよう、適正に事務処理されたい。
 また、今後においても、同様の事務処理誤りが繰り返されないよう、所属内における適切な審査体制を構築されたい。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

高松市緊急工事事務処理要領

内 容

(定義)
 第2条 この要領において「緊急工事」とは、次に掲げる工事であって、その施行理由に係る事実を緊急工事担当課の職員が確知した日（以下「確知日」という。）から原則3日以内に工事（準備工を含む。）に着手する必要があるものをいう。
 (2) 高松市随意契約ガイドラインの2（工事）の（2）ウ又はエに該当する工事（当該工事を所管する課においてその具体的例示を策定し、市長の決裁（財政局財政課及び契約監理課並びに会計管理者の合議を要する。）を受け、当該具体的例示に該当するものとして施行するものに限る。）

根 拠 法 令 ・
通 知 等

高松市随意契約ガイドライン

内 容

2 工事（測量・設計コンサル及び監理業務を含む。以下同じ。）
 (2) 緊急の必要により競争に付することができない場合（施行令第5号関係）
 緊急に施工しなければならない工事であって、競争に付す時間的余裕がない場合
 エ 供用施設の利用者の安全性の確保のための応急工事又は供用施設の利用者の利便に支障が生じている場合に行う応急工事

定期監査・行政監査結果

結果No.

No.10

監査実施年度／対象局等

令和6年度／環境局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第17号

告 示 日

令和6年7月1日

所 管 課 等

環境施設対策課

区 分

指 摘

指 摘 の 項 目

指名競争入札における予定価格調書の作成について

指 摘 す る 理 由

旧女木東浦じん芥焼却場ダイオキシン類等分析業務委託など3件の業務委託に係る指名競争入札について、執行何において予定価格は設定しているものの、予定価格調書を作成していなかった。

指 摘

指名競争入札における予定価格については、仕様書、設計書等により、適正に価格を決定するとともに、当該価格を予定価格調書に記載し封書にした上で、開札時に開札場所に備えられたい。

根 拠 法 令 ・
通 知 等

高松市契約規則

内 容

(予定価格)
第11条 市長は、一般競争入札に付そうとするときは、その事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を予定価格調書に記載して封書にし、開札の際、これを開札の場所に置かなければならない。
(一般競争入札に関する規定の準用)
第17条 第5条、第6条第2項及び第7条から第14条の6までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

行政監査（重点取組事項）の実施状況

テーマ1

市有施設への自動販売機の設置について

○設置状況について

対象局	台数（台）	内訳
財政局	18	本庁舎13台、議会棟1台、防災合同庁舎4台
環境局	10	環境業務センター4台 衛生センター1台（令和5年11月撤去） 西部クリーンセンター3台 南部クリーンセンター2台

○事業者の選定について

選定方法	台数（台）			
公募による選定	0			
公募以外による選定	28	(内訳)	福利厚生団体	26
			その他	2

○行政財産の使用許可及び使用料の状況について

使用許可	台数（台）	使用料		台数（台）
あり	28	(内訳)	減免あり	26
			減免なし	2
なし	0			

○電気使用料の状況について

電気使用料	台数（台）
収納あり	26
収納なし	2

※なお、「収納なし」2台については、設置者が直接電力会社へ支払っている。

行政監査（重点取組事項）の実施状況

テーマ2

附属機関等に係るホームページの掲載について

○附属機関等の設置状況について（令和5年度末現在）

対象局（該当課数）	附属機関数	類似機関数	合計
政策局（1）	2（うち休止中1）	2	4
財政局（2）	2	1（休止中）	3
環境局（3）	3	1	4

※附属機関・・・地方公共団体が、法律や条例の定めるところにより、その事務の執行に必要な調停、審査、審議、諮問、調査等を行うため、設置するもの。

※類似機関・・・附属機関に類似したもので、規則、規程、要綱等に基づき、市民の意見を本市の行政に反映させることを主な目的として、設置するもの。

< 参考 >

令和6年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 令和6年度の重点取組事項

（1）市有施設への自動販売機の設置について

本市の市有施設には、利用者の利便性の向上や施設の有効利用を目的として、多くの自動販売機が設置されており、市有施設に自動販売機を設置する場合は、原則として公募により設置業者を選定し、行政財産の使用許可のほか、施設使用料や販売手数料等の収納事務など、付随した事務を行っている。

また、最近では、環境に配慮したものや、災害時に飲料を無料で提供できる災害対応自動販売機なども導入されている。

そこで、災害時における自動販売機の二次的機能も含め、設置業者の選定や使用許可に係る事務処理等が適正に行われているのか、また、自動販売機の設置により、市有施設が有効活用され、市民サービスの向上に資しているのかという観点から、監査を実施する。

（2）附属機関等に係るホームページの掲載について

附属機関等の設置、運営に当たっては、「高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱」等に基づき、委員の委嘱、運営及び会議を開催するほか、会議の開催結果等を本市ホームページに掲載することになっているが、5年度の定期監査において、監査対象局のホームページを確認したところ、必須項目である掲載内容等に不備のあるものが散見された。

そこで、6年度においても、引き続き、本市ホームページにおいて、附属機関等の情報が適切に更新され、正確な情報が提供されているのかという観点から、監査を実施する。